令和元年9月定例会 環境対策特別委員会(付託) 令和元年10月7日(月) 〔委員会の概要〕

岡本委員長

ただいまから、環境対策特別委員会を開会いたします。(10時33分) 直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明・報告事項】なし

板東県民環境部長

理事者において、説明又は報告すべき事項はございません。

岡本委員長

これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

大塚委員

環境対策特別委員会において、いつも本当に話題になるし、国会のほうでも非常に一番 大事な件として出ているのが、いわゆる温暖化による環境変化における、人間自身が生き ていく上で非常に危機状態が来ているということだと思うのです。

特に徳島県におきましても、非常に温暖化によって、今10月なんですけれども、10月においても30度を超えるような気温変化があります。

暖かくなるだけではなくて、御承知のようにいわゆる極端現象というのが生じてまいります。極端現象というのは、先般高知県でもあったんですけれども豪雨ですね。今までなかったような非常に強い雨が起こりまして、それは本当に数時間の間に、高知市の道路が本当に水が被って車なども水で駄目になって、そういうふうな状況が日本のどこでも起こってくる状況になっております。

その中で、徳島県におきましても同じような状態が起こるのですけれども、特に森林地帯、山林が非常に多い県でございます。その中で洪水、それから山崩れ、そういう事が一気に起こる可能性がございます。それも、季節を問わず、いつ何時起こってもおかしくない。そういうことがあります。

その中で、特に徳島県は急傾斜地が多い所でございます。崖崩れも非常に多いし、特に 山の中におきましては、いわゆる針葉樹林帯が非常に多いわけですけれども、そこの整備 というのがなかなか行われておりません。

その中で、いわゆる保水力が非常に低下している。それと森林、特にスギ・ヒノキとい うのは根がそれほど張りにくいという事で、本当に一気に山崩れが起こる可能性がござい ます。

そういった状況の中で、県としましてどういった対策、特に針葉樹林帯とかの森林に対しての対策状況についてちょっとお聞きしたいのでよろしくお願いします。

駒留林業戦略課長

ただいま、大塚委員より地球温暖化の影響と思われる異常豪雨によりまして、山崩れと か洪水が多発していると。その原因の一つに針葉樹の保水力の低下があるのではないか、 といった御質問を頂きました。

本県、県土の約76パーセント、これが森林でございます。そのうち約8割を私有林が占めておりますけれども、森林所有者の高齢化でありますとか、不在村化などから管理が不十分な森林が増加しているといったところが懸念されているところでございます。

一方,森林は水源のかん養でありますとか,土砂の流失の防備などの公益的機能を有しておりますとともに,温暖化の要因とされます二酸化炭素の吸収源としての役割も持つことから,適正な管理が必要となってまいります。

そこで、県では平成17年度より搬出間伐を中心といたしました森林整備を進めます林業 プロジェクトを展開しておりまして、県産材の増産、木材の利用と併せて、森林の持つ公 益的機能の維持増進を図っているところでございます。

御質問の針葉樹の保水力の低下につきましては、スギ・ヒノキの人工林、これは間伐などによる適切な管理が当然必要となってまいります。手入れをすることによりまして、林内の下草でありますとか、潅木が発生しまして、水源のかん養、それから土砂の流失防備などの機能が高まると言われておりますので、本県では本年7月に策定いたしましたスマート林業プロジェクトに取り組むとともに、森林の公益的機能の発揮による健全な森づくりを今後推進してまいりたいと考えております。

大塚委員

森林というのは緑のダムということで、保水力の強さと言いますか、それが十分に機能 することによって、本当に防災、いわゆる洪水に対する対策がかなり違ってきます。

それとともに崖崩れなんかがもし起こりますと、その近くに住まわれている方々、実際に住居被害、もっと大きいのは生死に関わるような崖崩れも本当に一年中通じて起こるということが考えられます。そういった急傾斜地に関しての調査といいますか、その状況というのは、いろいろずっと急傾斜地につきましては、指定というかそういうのがあると聞いているのですが、それに対しての調査というのをお聞きしたいのですけれども。

披田河川整備課副課長

大塚委員のほうから、県内の急傾斜地の箇所数の御質問だったかと思います。 県内には急傾斜地につきましては、2,016か所ございます。

大塚委員

それは、そういう場所だという指定があるわけですね。今それで全て網羅できているわけでしょうか、それとも新たな調査というのはするのですか。

披田河川整備課副課長

県内で2,016か所ということで、いつ調べたかというところは、すいません資料が手元にございませんので、また後ほど、御報告させていただきたいと思います

大塚委員

もし、大体それで網羅できているとは思うのですけれども、もし追加というのがあったら、またいろいろ調べていただけたらと思います。

それから、温暖化に対しての防止と言いますか、対策の中で徳島県としても知事はじめとして、いろんな施策がいろいろ考えられ、その各所轄の所では対策をやられていると思うのですけれども、特にCO₂排出対策ということで、今県の中で実際に対策が出ているのですけども、その中で特に重点的にやられているところというのはどうなんですか。

里環境首都課長

ただいま,大塚委員から気候変動対策,温室効果ガス削減対策ということで御質問を頂いているというふうに考えております。

温室効果ガスの大部分を占めます二酸化炭素につきましては、主に化石燃料の燃焼によりまして発生することから、県におきましては、先週から始めておりますが、水素で走る燃料電池バスの実証運行や試乗会など、水素エネルギーや自然エネルギーの導入促進に努めているところでございます。

また温室効果ガスの約4割は、家庭や事業所でのエネルギー消費によって生じる事から、 県民の皆様や事業所を対象といたしました、節電・省エネの普及活動を展開しているとこ ろでございます。

特に重点的というふうにおっしゃいましたが、今申し上げましたように自然エネルギー、 水素エネルギーの導入促進、あるいは普及啓発に重点を置いた活動を展開している状況で ございます。

大塚委員

目標数値というのは多分あると思うんですけれども、とにかく一歩一歩でも、やっていくということが非常に大事なことだと思います。そういうことで、家庭での私たち自身の生活の在り方というのも十分に考えていかないといけないということを思います。

特に、環境問題、温暖化防止の化石燃料とか、総論は分かっているのですけれども、なかなか個人個人がそれにできないと。これは何かちょっと健康問題にも通じるところがあると思うんですけど、そういうところを本当に一人一人が自分自身のこととして考えていかなければいけないと思うわけです。

そういった普及,個人個人に対する啓発活動というのは、まずなされているとは思うんですけども、更に何か一人一人に対して普及というようなことで、今何かやられていることがありましたら、ちょっとお聞きしたいです。

里環境首都課長

今、普及啓発活動について大塚委員から御質問を頂戴したところでございます。

具体的な事例を申し上げますと、徳島市西新浜町の環境活動連携拠点、エコみらいとくしまを核といたしまして、ライフスタイルあるいはビジネススタイルの転換を促すための取組を進めているところでございます。

一例を申し上げますと、適切な室温の設定やOA機器の電源のオフ、不要時の消灯などを呼び掛けます、とくしま夏のエコスタイルや冬のエコスタイルの実施、エコドライブ講習会の開催、あるいは事業者による温室効果ガスの排出削減計画書の作成指導などにも取り組んでいるところでございます。

大塚委員

やはりなかなか、先ほどの繰り返しになりますけれども、総論は分かっています。でも、個人個人の生活の中でなかなかできないということが、非常に大きな問題でもあると思うのです。そういう中でちょっと、そこの部分について少し焦点を当てて、一人一人の生活スタイルといいますか、それをもう少し啓発していくことをやっていただきたいと、これも是非お願いしたいと思っております。今日は、総論的なことでお尋ねしたんですけれど、私の質問は、以上でございます。

庄野委員

まずはじめに、御礼を申し上げる件です。私の会派のほうで、去る9月21日にふれあい健康館におきまして、プラスチックごみを考えるフォーラムを開催いたしまして、環境省のほうから水・大気環境局水環境課海洋環境室室長補佐の阿部さん、そして上勝町のほうの特定非営利活動法人ゼロ・ウェイストアカデミーの坂野理事長さんにも来ていただき、そしてまたパネルディスカッションでは、里課長さんにもお世話になりまして、当初、100人ちょっと来てくれたらいいなと思っておったんですけれど、200名を超えて、前に椅子を並べるぐらいたくさんの方が、県民の方が来ていただいて、プラスチックごみの問題に関しての関心の深さというのを改めて知ったわけでございますけれども、様々な部分でお世話になったことをまずお礼を申し上げておきたいと思います。

また、これからも継続して、このことは、県民の皆様方にも、アンケートの回答も頂いておるのですけれども、かなりG20でも取り上げられたし、プラスチックごみをこれから減らしていく方策については、この議会でも、10月から県のほうで様々なレジ袋の削減でありますとか、そうした活動も行われていますので、またこれから引き続いて、この問題については、我々も理事者の皆さん方と一緒にやっていかなければいけないというふうに思っておるところであります。

それと、プラスチックごみの関係で少し気になったのは、漁業者のプラスチック処理の関係です。よく新聞等々で見ましたけれども、漁業者が底引き網とかパッチ網とか、そうした部分の魚とかを獲るのですけれども、その時にペットボトルとか、プラスチックごみがかなり混じってくると。漁師さんはそれをそのまま引き上げてくると、自分たちで処理しなければいけないというふうなことが従前からあって、従前はせっかく上がってきたプラスチックごみを再び海上に投棄をするような事例があるというようなことをお聞きをしておったんですけれども、最近、環境省が自治体のほうに補助をして、そしてせっかく回

収したプラスチックごみをきちんと処理をしていこうという、海からプラスチックごみを 少しでも回収をしようというふうなことが新聞にも載っておりましたけれども、本県の現 状について教えてください。

宮本水産振興課長

ただいま,漁業系のごみの関係,海ごみに関する御質問を庄野委員より頂戴しました。 これらのごみ処理に関する事業は,本来環境省所管の部分ではございますが,漁業系に つきましては、農林水産部のほうで所管しておりまして答弁させていただきます。

まず御質問のありました海ごみでありますが、一般的には大きく三つに分けられる中で、 今委員のほうからお話しいただきました、海底ごみ、いわゆる海の底に沈んでいる海底ご み、これは漁業によって引き上げられてくるごみになります。

それから海面や海中を浮遊しているごみ、こちらが浮遊ごみと言い、海を漂っているごみ。最後3点目としましては、漂着ごみとしまして海岸等に打ち上げられたごみ、いずれも水産関係・漁業関係のごみとして問題視されている部分でございます。

従前,県の単独事業や環境省の事業を使わせていただきながら,漂着ごみについては,処理のスキームができておりましたが,昨今,先ほど申し上げた海底ごみや漂流ごみについても,環境省の事業メニューの対象とすることとなりまして,平成27年度より漁業現場のほうで,それを活用した処理を行っておるところでございます。

具体的には、環境省の海岸漂着物等地域対策推進事業という事業を活用させていただきまして、県環境部局が事業を所管しまして、個々の漁業会、あるいは地元市町とのつなぎの部分を農林水産部が所管しているところでございます。

現在,海底ごみと漂流ごみにつきましては,鳴門市,徳島市,小松島市の三つの市町を 通じまして,集まってくるごみが一般廃棄物になりますので,市町の処理が必要というこ とで,それらの市町への補助という形でやらせていただいております。

庄野委員

これにつきましても、平成27年度から、そうした環境省の補助金等々を用いてやられておるということで、大体量的にはどのぐらいやっていますか。それと補助金の額というのはどのぐらいになるのですか。

宮本水産振興課長

ただいま,処理量と補助の金額についての御質問を頂戴しました。

まず,今年度の現在動いている部分で分かっているところでお答えさせていただきます。まず,鳴門市につきましては,去る10月2日に小型底びき網による海の掃除,掃海事業と申しますが,海の掃除を行いまして,この時,実数値はちょっと来ておりませんが,計画値としては,49立方メートルのごみを処理ということで届いております。

また、それに先立って、9月25日には、小松島市のパッチ網、シラス、チリメンを獲る 漁業ですけれども、こちらで浮遊ごみの回収をしまして、ごみの量、これは実数で92立方 メートルの処理ということです。

なお、もう1点、徳島市につきましては、現在底びき網による日々のごみの収集の部分

を貯めていくという形を取っておりまして、最終的には時機を見て市がまとめて処理をするという流れになってございます。

補助の金額でございますが、まずは、補助の率につきましては、環境省の事業メニューでは、7割が国からの補助が出まして、残りの3割のうち、1.5ずつを県と市町が負担するということで現場漁業者の負担はないという状況になってございます。

鳴門市の今回の事業費は、国の内示額で行きますと、298万5,000円でございます。

それから小松島市につきましては、同内示で380万円。徳島市につきましては、先ほど申し上げたように日々の集めたごみを処理ということで、ちょっと額は小さくなりますが34万1,000円となってございます。

庄野委員

そうした取組をこれからも,漁業関係者の方々と連携を密にしながら,少しでもそうしたごみが減っていくようにお願いしたいと思います。

これは、漁業関係だけじゃなくて、不法投棄と言いますか、例えば山とかにそういうプラスチックごみを捨てると、それが大雨の時に河川に流れ込んで、河川から海に流れていくということで、海洋のプラスチックというのは、この地球上でも4か所ぐらい、そこに入っていったら出られないぐらいの、プラスチックごみだらけというふうな所が4か所ぐらいあるというふうにお聞きしましたけれども、そうした取組を少しずつやっていかなければ、これは微細なプラスチックになって、食物連鎖等々で人類にも来るんじゃないかなというふうな報告もございますので、是非お願いをしておきたいと思います。

それと、今の大塚委員さんのほうからもございましたけれども、ここのところ地球温暖 化対策の、気候変動に関しての行動というものが非常に求められております。

国連の気候行動サミットでスウェーデンの16歳の少女,グレタ・トゥーンベリさんの発言がかなりマスコミでも取り上げられて,つい先日の阿波っ子タイムズというのにも,一面に大きく載っておりましたけれども,子供たちも自分たちの将来,地球を非常に心配しているということで,本県でも,先ほどお答えにもございましたけれども,森林の二酸化炭素の吸収,この部分につきましては,大事な部分があると思いますけれども,これは地球温暖化対策全般ではないと思うんですけれども,森林環境譲与税が,これが森林環境税ということで,本県議会でもその創設を求める意見書を,全会一致だと思うんですけれども,それを国のほうにも上げて,これがようやく今年から各自治体、県も含めた自治体に配分されるということでございまして,これは、山がないところにもいわば配分されておりまして,10月1日の新聞に県内の譲与額は1.9億円ということで、徳島県は3,948万円,次いで多いのが那賀町の3,825万円でございます。

そうした部分を用いて、温暖化対策の吸収源だけではないんですけれども、木育とか、それから林業アカデミーとか、そうした形で使っていくことになりますけれども、しかし、これを有効に使うことによって、CO2吸収源である森林をいかに管理をして、いかにそれを使っていくかということが必要だと思うんですけれども、少し森林環境譲与税のことについて、新聞にも中身が少し載ってるのですけれども、どういう形で今後県と市町が協力をしてやられようとしていくのかというのを、少し、温暖化対策だけではないんですけれども、ちょっと聞かせていただけたらなというふうに思います。

駒留林業戦略課長

ただいま, 庄野委員より森林環境税・森林環境譲与税の使途について御質問を頂戴いた しました。

森林環境税及び森林環境譲与税は、委員がおっしゃるとおり、温暖化効果ガスの排出削減目標の達成でありますとか、災害防止等の目的を図るために森林整備に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、本年4月、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律といたしまして施行されました。

森林環境税につきましては、令和6年度から国税として一人当たり1,000円が課税されることとなっておりますが、森林林業の現場が抱えます諸問題に早期に対応するため、森林環境譲与税が特別会計から借り入れる仕組みによりまして、令和元年度から市町村及び県に配分されることとなっております。

その1回目の配分がこの9月30日にございまして、今年度の2回目は3月に再度あるということになっております。

なお、この森林環境譲与税の算定基準でございますけれども、約50パーセントが私有林の人工林の面積、それから20パーセントが林業就業者の数、30パーセントが人口によって配分されております。

さらに、令和6年度までは、市町村へ5分の4、それから県のほうに5分の1が、それぞれ譲与されることとなっておりまして、令和15年度からは、市町村に対して10分の9、県に対し10分の1が配分されることとなっております。

それから税の使途についてでございますけれども、市町村におきましては、先ほど、委員のほうからもお話のあった温暖化対策にもつながる森林の整備、間伐を中心とした森林の整備、それから林業の人材の育成、さらには、木材利用といったものに使うこととなっております。

県は、その市町村に対します支援策といたしまして、例えば、林業アカデミーなどの人 材育成、担い手の育成・確保といったところに充てることとしております。

なお、その使途につきましては公表が義務付けられておりますので、実際に使われた時には、それぞれの市町村並びに県も公表することといたしております。

県では税の創設に合わせまして、市町村が行います新たな森林管理システム、これが円滑にスタートするように、昨年、県内全市町村、関係団体で構成します徳島森林経営管理協議会を設置いたしまして、税の使途でありますとか、制度の運用など、その役割分担について、共に検討しているところでございます。

今後とも市町村が行います森林所有者に対します意向調査でありますとか、そういった ところにつきましても積極的に支援をしてまいりたいと思っております。

庄野委員

よく分かりました。これから市町村と連携もしながら、是非、有効にその資金を森林の整備、それから啓発もそうでありますけれども、進めていっていただきたいなというふうに思っております。

それと、地球温暖化の中で、先ほど地球温暖化対策の一つとして、大塚委員さんの質問

で、省エネとか普及啓発等々のことが言われました。エコみらいとくしまを通じての啓発 等々、これも重要なことでございます。

それと森林の部分については、今、お聞きしましたけれども、吸収源をきちんと管理していくということは非常に重要でございますので、これについてはこれからもしっかり頑張っていただきたいと思います。

それともう一つあるのが、再生可能エネルギーの普及だろうと思うんですけれども、いわば温室効果ガスを出さないという、水素、これを進めていきましょうということで、水素のプロジェクトが進んでおりまして、バスとかも先ほど言われましたけれども、今後、再生可能エネルギー、水素だけではありませんけれども、どんな形でこれから、この気候変動を徳島県として対策をしていくために、再生可能エネルギーをいかに作り出して、いかに普及させていくのかということをお聞きしたいと思います。

杉山自然エネルギー推進室長

ただいま, 庄野委員から再生可能エネルギー, 本県では自然エネルギーと言っておりますが, これの導入促進について御質問を頂きました。

全国に先駆けて脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策条例を設定した本県では、自然エネルギー立県とくしま推進戦略を策定し、太陽光や水力など地域資源の優位性を生かし、自然エネルギーの導入促進やエネルギーの地産地消、また災害に強いまちづくりに積極的に取り組んでまいりました。

その結果,本県の自然エネルギー電力自給率は,2017年度において26.7パーセントと,22から24パーセントとする国の2030年度の目標値を既に上回り,脱炭素社会の実現に向け,着実に成果を上げていると考えているところです。

こうした取組を更に推進するため、さきの6月の委員会でも御報告させていただきましたが、その後、7月に改訂を行った新たな推進戦略では、持続可能な開発目標SDGsや、パリ協定の実施指針に沿った脱炭素社会の実現に向けた世界的な取組の加速や自然エネルギーの主力電源化、また災害に対応できる自立分散型電源確保の必要性など、自然エネルギーを取り巻く急激な社会・経済情勢の変化を踏まえ、環境とビジネスの両立や、地域経済の活性化を重要なテーマとしております。

また,この戦略におきまして,2050年度における脱炭素化を目指し,その中間目標として,2030年度の自然エネルギー電力自給率50パーセントとする野心的な目標を掲げ,その目標の達成に向けて実効性の高い四つの戦略プロジェクトを策定し,それぞれに指標を設定,着実な実施を図ることとしております。

今後とも本県の豊富な自然エネルギーを存分に生かすことにより、地元企業の参画を促すなど、地域経済の活性化も図りながら、脱炭素社会の実現に向け、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

庄野委員

2050年度に本県で自然エネルギー50パーセントを目指すということで、是非、頑張っていただきたいと思います。また、個人個人が意識をすることも大事だろうと思います。

ここまで、温暖化の影響なんだろうと思います。氷が溶けたり、また台風の巨大化等々

も言われましたけれども、そうしたことがひしひしと感じられるような昨今になってきていますので、このグレタさんがおっしゃることは、本当、私たちは、このことをきちんと捉えて行動していかないといけないなと思いますので、そういう意味では、県の役割、これは県民に対しての、いろんな意味で啓発・普及、これからも重要だろうと思いますので、これは、ずっと多分続けなければいけない取組ですので、継続して更なる行動等々とっていただきたいと思います。

これは一つは、水素社会を作っていくということも、多分そうなんだろうなと思いますけれども、新たに水素のステーションも造られるようでございますので、そうしたことを利用して、ステーションができたら、今度また水素の車を買おうかというふうな人も増えてくると思いますので、そうしたことに、県のほうが、国もこのことには力を入れておりますので、それは、国とともに、そうしたことを税金も使いながらステーションを造って、その結果、個人が購入する、例えば、水素自動車であったり、また電気自動車だったり、そうした物が増えていけるような、少しでも石油エネルギーを使わないような方策というのを、公の行政が指導していかなければ、行くところないので、その辺は頑張ってやっていただきたいなというふうに思います。そういうことを申し上げて、質問を終わります。

東条委員

今, 脱炭素, 自然エネルギーの推進ということで, 私も, そのことに対してはすごく賛成なんですけれども, 実は, 神山のほうの地元の方から, 今, 神山のほうで自然エネルギーということで, 風力発電が計画をされてそれが進んでいるというふうに思うんです。

それで地元の方がおっしゃるには、森林が伐採されて非常に広い道路ができている。風車を運ばないといけないので、どうしてもそれはするんだということなんですけれども、その広い道ができている中で、四国遍路の道が分断されて、ちょっと、これどうなるんだろうかというような御相談だったんです。

それで、10月4日にちょっと現地を見に行きましたら、やはりすごく綺麗な山々が、そこのところだけはすごく森林が伐採されて、広い道がば一っと通っているのですよね。それを見た時に、先ほど森林の問題も言われていました。

でも、何を取るかというのは、それは、県がどういうふうな調整役で自然エネルギーを進めていくかの中で、皆さんの調整役をやられているというのは、県の役割なんだと思うんですけれども、上勝、神山のほうで15基の風車が計画をされているというようなことを聞いているのですが、その概要と、進捗状況というのをちょっと教えていただけたらと思います。

杉山自然エネルギー推進室長

ただいま,正式には,ユーラス上勝神山ウインドファームといいますが,その事業の概要及び工事の進捗状況について御質問を頂きました。

この風力発電所, 先ほど申しました正式名はユーラス上勝神山ウインドファームといいますが, 委員がおっしゃいましたように, 2,300キロワットの風力発電機を15基, 設置いたしまして, 総出力は3万4,500キロワット。一般家庭の約1万7,000世帯分の電力を発電できる見込みと公表されております。

事業者は、東京に本社があります株式会社ユーラスエナジーホールディングスでございまして、今年の2月に着工、2022年、令和4年4月に営業運転開始を目指していると公表されているところでございます。

東条委員

その本社は東京にあるのですよね。ですから東京の方が風車を建てて、それで地元の徳 島県に有益な何かがあるというのはあるのでしょうか。

杉山自然エネルギー推進室長

ただいま、この風力発電所による地元への経済的メリットについて御質問を頂きました。 ユーラス上勝神山ウインドファームは、ユーラスエナジーホールディングス、民間企業 でございますが、これが単独でやっている事業でございまして、地元の事業者とか自治体 は参加しておりません。

ただ, 地元に対する経済的なメリットといたしまして, 雇用の創出ですとか, あと税金の納付があげられると思います。

まず、建設時の地元事業者の工事受注ですが、これが清水建設と、地元の四電エンジニ アリングによります共同企業体、それと風車を取り扱っております日立パワーソリューションで工事が進められると聞いております。

この際の地元の雇用ですとか、あるいは完成した後の保守管理業務においても、地元の雇用が創出されるものと考えております。

また税金につきましては、風力発電機の所在する上勝町、神山町には固定資産税が納められることになります。

また、電気事業は売電収入に課税されるわけですけれども、このうち、法人事業税という都道府県民税ですが、この法人事業税について、事務所等が所在する都道府県に納められるということになります。ここで、事務所等というのは、継続して事業を行うための施設があって、常時従業員がいることと、これが要件となっております。

さらに,法人県民税,法人市町村民税,これについても資本の金額に応じて,事務所等が所在する都道府県や市町村に納められるということになります。

また、地元の経済的メリットではないんですが、この風力発所が稼働することによりまして、何よりも、脱炭素化への道が、一歩でも進むものと考えております。

東条委員

私は、6月に自然エネルギーの質問をさせていただきました。その時にできるだけ地元の企業を活用していただきたいということでお話しをしました。でもこれはもう事前に、前段にずっと計画が10年ぐらい前からされているということで、今後、こういった事業をできるだけ地元のほうでやっていけるようなことにしていただきたいというのと、それと現場を見たときに、これだけ森林の伐採がされるのかと思った時に、少し複雑な気持ちになったんです。

この風車が20年ぐらいしか持たないというようなことを少し聞いているので、そんなことを考えたら、この森林はそれ以上で、何百年もかかってやってきている。その森林が伐

採されて、もう見る影もないような状況になっていたので、それが少し強烈だったので、 そのことを言いたいなと。

この20年というのも、もっと長い50年とか、そういう状況であればいいんですけれど、 それも老朽化とかそういうようなことで、事前に変えていくというのは大事だと思うんで すけれども、また、そういうことも事業者がそうであれば、もっと違うところを選ぶとか、 もっと長くやれるような状況を作るとかというようなことも、また考えていただけたらな というふうに思います。

肝心のその四国のみちですよね。分断されているというような状況になっているのですが、それに関しては、どういうふうな対処みたいなのが考えられているのかちょっと教えてください。

里環境首都課長

ただいま、東条委員から四国のみちについての御質問を頂いたところでございます。

まず四国のみちなんですけれども、これは愛称でございまして、正式名称は四国自然歩道ということで、全国で整備されております長距離自然歩道の一つということでございます。

手軽で安全に沿線の自然や歴史・文化に触れられる遊歩道ということで,環境大臣が路線の計画決定をしているところでございます。

四国では遍路道を基本としておりまして、県内には24コース約320キロメートルにわたって、四国のみちが整備されているということでございます。

先ほどお話しがございましたように、ユーラス上勝神山ウインドファームでは、風車が15基設置されますが、このうちの5基が四国のみちの一つでございます柴小屋・朝日ヶ丸分水嶺のみちというコースのルート上に設置をされることから、県ではこのコースの一部区間につきまして路線変更を行ったところでございます。

これは、風車への落雷時や着氷、氷が付いた時に、四国のみちの利用者の方々に危害が及ぶのを回避するための措置でございます。

この路線変更では、延長約33キロメートルの道のりのうち約2キロメートルの区間につきまして、従来のルートを廃止して、近隣の神山町が管理をいたします林道大川原旭丸線と申しますが、こちらの林道を代替ルートとして指定をしたところでございます。

既に本年4月に県のホームページを通じまして広報を行っており、県では現在、現地の 案内表示の移設につきまして、発電事業者と協議を進めているところであり、引き続き利 用者の安全確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

東条委員

私がちょうど10月4日に行った時に、お二人の方が通られていました。結構来るんですよといって、佐那河内のほうから上がってきたと言って、佐那河内の山の所において、大体1時間ぐらいのコースで歩くんですというようなことで、お二人とお話ができたんですけれども、散策するのにすごくいい道なんですよということでおっしゃってたんですけれども、この四国の遍路道はそれこそ世界遺産にも上げていこうかというような県の勢いでございますので、その道がきちんと滞りなく通れるような状況というのが本当に必要だと

思うんです。

そのことに関しては、もう一度確認しますけど、う回路も含めて大丈夫なんでしょうか。 逼路道という道がきちんと修復されるというので。

里環境首都課長

今,お話のございました風車が設置される四国のみちにつきましては,近くの道を代替ルートとして使用しておりまして,四国のみちを楽しまれる方,通行される方につきましては,新たに指定したルートを歩いていただきたいということで広報をするとともに,準備を今進めているところでございます。

廃止をいたしました四国のみちにつきましては、これから恐らく工事車両が通行いたしますとともに、将来的には先ほどお話もございましたが、風車が15基設置されて風力発電が稼働するので、事実上この道については、歩行者の方が通られると非常に危ないという理解でございます。

東条委員

ですから、工事の途中は今は無理だと思うんですけれども、通る所というのは、きちんと整備がされて修復ができるということでよろしいですかね。

それを県が管理をしていただきたいなと思います。世界遺産にと言っているその道を守っていけるように、是非指導をその神山とか、その事業をしているところ、そういうところにも、きちんと話をしていただけたらと思いますのでお願いします。

寺井委員

また台風19号が来るというような話がありまして、非常に心配をしています。

その中で、実は昨日の日本農業新聞でございますけれども、論説のところに越境性の害虫・疾病、国際協調で水際対策をというのが大きく見出しが出ておるわけでございまして、台風とかそういう南から来る風に乗って、害虫が飛んでくるのかなと思うわけでございますけれども、温暖化の中で一番心配されるのは、害虫が増えてくるんじゃないかというような話は、昔というか、何年も前からあるわけでございます。

特にお米なんかだったらカメムシが食害をして、非常にお米に被害が起きるということでございますけれども、これはまだ薬をやったり等々で対策しているので、その辺はそんなに広がっていないのかなという感じがするわけでございますけれども、基本的には、お米については早期米が発達しておりますので、ほとんどそういう部分に取り組んでおるので、昔よくはやりましたツマグロヨコバイであるだとかウンカの発生等々があまりないのかなというのは感じております。この新聞によりますと最近トビイロウンカ、ウンカといったら田んぼのお米が、土俵ができたようにまるく虫にやられて、稲が枯れていく、そういうことがずいぶん昔はよくあって、ナイアガラという筒状の下に向いて吹き付ける薬をやっていたのが、風景にあったんですけれども、最近はそれをあまり見ないんですけれども、2013年以来すごい発生率が出ているということで、西日本の20府県に発生が出ているというようなことがあるわけでございますけれども、徳島県も酒米もまだまだこれから収穫をするわけでございまして、そういうふうな被害が出てくるのではないかなと心配もい

たしております。

またツマグロクサヨトウといいまして、飼料のトウモロコシにヨトウムシが発生すると えらい被害を受けるというようなことも実はこれに書いてあるのですけれども、これも西 日本を中心として、すごい発生が出ておるということがあるわけでございますけれども、 また、その上に先日の徳島新聞でしょうか、クビアカツヤカミキリというのが西日本で大 発生をしていると。

徳島県もモモの産地が上板を中心に板野の辺りにあるわけでございますけれども、そういうカミキリムシですので、いわゆるテッポウムシみたいなものでございます。

その被害が出ておるというふうに聞いておりますけれども, どういう状況なんでしょうか, お聞かせ願いたいと思います。

岡本もうかるブランド推進課長

ただいま、農作物に対する病害虫の防止対策等について御質問を頂いております。

先ほど、寺井委員のほうからお話のございましたツマジロクサヨトウがございます。これにつきましては、現在アメリカ原産のヤガ科の害虫ということで、幼虫がトウモロコシやサトウキビ、イネ、イモ等80種以上の作物の若い葉や若い実を食害すると言われておりまして、本年7月に鹿児島県の飼料用とうもろこしほ場において国内で初めて確認されておりまして、10月4日現在、九州の各県を始めとする20府県の飼料用トウモロコシやスイートコーン、ソルガムなどで発生が認められている状況となっております。

本県におきましては、本年7月3日に初めて鹿児島県での国内での侵入が確認されました事から、早期発見、被害防止に備えるため、毎月40か所以上の現地ほ場の調査に加え、 県内3か所にフェロモントラップを設置し、侵入警戒を行ってきたところでございます。

9月26日に石井町に設置したフェロモントラップに本虫疑義成虫が誘殺されているということを発見いたしまして、農林水産省神戸植物防疫所に同定を依頼したところ、本県未発生のツマジロクサヨトウであることが9月30日に確認されたところでございます。

その後,10月3日,阿波市のフェロモントラップにおいても,成虫が確認されておりまして,フェロモントラップ周辺による農作物の被害及び本種幼虫の寄生について重点的に調査したが,現在のところ,どこについているかということは確認されてないという状況になっております。

発生が確認されて以降の対応といたしまして、10月2日に病害虫発生予察情報を発令いたしまして、関係機関へ通知を行い、指導者及び生産者への注意喚起を行いますとともに、 疑わしい幼虫が発生した際は、県へ情報提供していただくように依頼しているところでございます。

現在、各農業支援センターと協力いたしまして、これまでに本虫の発生報告のあったソルガム、サトウキビを中心に、農作物の被害及び幼虫の寄生がないかを県下全域で調査を実施中でございます。

寺井委員

クビアカツヤカミキリとかウンカの発生状況はどういうふうになっているのですか。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

ただいま、寺井委員のほうから、クビアカツヤカミキリの状況と、トビイロウンカの状況ということで御質問を頂きました。

このクビアカツヤカミキリにつきましては、平成30年度モモ園におけるカミキリ被害の発生状況ということで調査した結果、222園の中で99園、4,741樹の果樹の中で660樹に被害が認められた状況でございます。

被害地域につきましては、板野町、上板町だけではなく鳴門市大麻町まで拡大をしてございました。

この発生の生息拡大を防ぐために、平成29、30年度に学生ボランティアに協力を頂きまして、成虫の発生する6月から8月にかけて捕獲を行い、2年間で2,675頭を捕獲したところでございます。

こういうような捕獲活動が効を奏して、虫の密度が抑制されるという効果が出てくるのは数年先と一般的に言われているところでございます。

有効な防除方法の検討につきましては、合成フェロモン剤を使った防除の効果を検証するとともに、成虫に対し効果のある薬剤を検索した結果、数剤で効果の高い薬剤が判明しておりまして、農薬登録に向け試験を実施しているところでございます。

また、農林水産省の平成30年度、イノベーション創出強化研究推進事業において、サクラとかモモとかウメ等のバラ科樹木を加害する外来種、このクビアカツヤカミキリの防除方法の開発に向けた研究課題が採択され、令和3年度までの計画ですが、現在、国の機関と連携し、効果的な防除手法の開発について取り組んでいるところでございます。

水稲のトビイロウンカの坪枯れに関しては、直接今どのくらいの被害かというのはデータを持ち合わせていませんが、かつてよりは水稲の収穫適期が早まってきたという事で、 最近、坪枯れの状態がかなり軽減してきたと聞いているところでございます。

一度これが発生しますと大きな減収になるということでございますので、対策は必要であるという認識でございますが、今現時点でどのくらいの被害があるかは把握できていません。そのため数字とかを挙げることができません。

寺井委員

クビアカツヤカミキリについては、既に対策も含めてやられている、幼虫を捕らえているような話も聞いております。その時の新聞でしたか、全国の発生している所では夏休みに子供たちに成虫を捉えたら賞金が出るというか、そういう事もやっているようでございますので、一つ広がらないようにバラ科と言いますとサクラも含めて、たくさん環境に影響があるかと思いますので、是非やっていただきたいなと思っております。

ョトウムシの件は、これは飼料作物なんだけど、防除なんかできるわけ。牛の餌になる んだけど、これを防除することはできるのですか。

岡本もうかるブランド推進課長

ヨトウ類の防除について御質問を頂いております。

先ほど申し上げましたツマジロクサヨトウにつきましては、現在本虫に登録が無い、外 国からやってきた虫ということで登録のある薬剤がないことから、植物防疫法に基づきま して,国との協議によりまして,加害が確認された作物ごとに選定した薬剤による散布の 指導を行うというところになっております。

農林水産省によりますと、本虫はこれまで国内に発生しているヨトウムシ類と同様、的確な防除の実施により被害の軽減が可能であるということで、意見を頂いているところでございます。

寺井委員

食用のトウモロコシも徳島県で随分と作られておるわけでございますが、特にこの温暖 化の中で越冬するという話がでてくるんだろうと思うんです。だから食用のトウモロコシ については時期が早いので発生が少ないんだろうけれども、この温暖化の中で、成虫が越 冬するようになってくると、それも影響が出てくるのではないかなと思いますので、ひと つ十分な対策をとっていただきたいなと思っているところでございます。

もう一点,実は先日,農業会議で知事のところに農業提言をしに行った時の話ですけれども,鳥獣被害の話が出たわけでございます。知事さんのほうから鳥獣対策がホルモンとか,例えば雄を去勢して子供を産まさないようなことが広がってきているというお話を聞いたんですけれども,現実に徳島県で例えばサルとかシカとかイノシシとかあるわけでございますけれども,去勢とかそういうような格好でやって,雄をまた放しているようなそういう実例があるのなら,どのくらいやられているのかお聞かせ願います。

宮﨑鳥獣対策・ふるさと創造課長

去勢等々を使った鳥獣被害の防止ということで、以前サルにつきましてインプラントを 用いた繁殖抑制の実証をしたんですけれども、そのサルが見分けられなくなるなどしたこ とから、現在、当該のサルを追跡中でございますので、詳細なデータは持ち合わせており ません。

寺井委員

知事さんの答えと大分違うなと思うんですけれども、せっかくの機会ですので、例えばアフリカなんかに行ってもライオンに首輪を付けてちゃんとできているようですので、是非そういうことも含めてきちんとやっていただいて、本当に地方では、鳥獣被害によって農家の皆さんが困っていますので。撲滅という事はないんですけれども、ゼロに近いぐらいまでの対応ができるような世界を作らないといけないと思っていますので、是非ホルモンを使ったり去勢を使ったりして広がらないようなことを早くやらないと、地方は本当に人がいなくなってきた中で、環境なんか守っていけないことになってきていますので、是非それの対策をして対応していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

宮﨑鳥獣対策・ふるさと創造課長

先ほどの繁殖抑制について補足いたしますと、平成26年度から平成28年度の3年間、岡山理科大学と連携いたしまして、インプラント抑制剤を4頭に移植して調べたんですが、その時にすべての個体が子ザルを連れていないことや、乳房の状況を専門家が調査して不妊であったところまで確認できているのですけれども、その抑制剤が2、3年で効果が切

れるということもございまして、それ以降の調査をできていない部分もございます。今は GPSを付けまして、群れの行動範囲などを調査いたしまして、検討しているという状況 でございます。

(「それはサルだけですか」という者あり) サルだけです。

寺井委員

鳥獣被害、イノシシもシカも本当にすごいので、今、ジビエのお話が出て、その人達も それを使って生活にかかってきているのかなと思うんですけれども、本来本末転倒だと私 は思っているのですよ。

ジビエの世界じゃなくて、鳥獣被害を受けている人たちのほうが多いわけですから、その肉をうんぬんという話じゃなくて、鳥獣被害を受けている人たちを一番に対象にして、害が出ないぐらいの頭数まで減らすという中で、思い切ってそういう施策をしていかないと、これはもう本当に金もいっぱい突っ込んで結局は向こうは幾らでも生んでくるわけですから、対応ができていかないという結果に終わりはしないかと。もったいないなという感じがしておりますので、思い切った施策を、特に子供が生まれていかない、広がらないような世界を思い切ってやっていただきたいなと思っております。動物愛護からまたクレームがつくのかどうか知りませんけれども、是非それを強化していただきたい、そうしないと地方は本当に大変になってきますので。よろしくお願いをいたします。

岡本委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

これをもって、環境対策特別委員会を閉会いたします。(11時39分)